

令和4年9月28日

本庁各課・室・センター長 様
各 地 方 機 関 の 長 様
学校以外の各教育機関の長 様
西部教育事務所芸北支所長 様
各 県 立 学 校 長 様
関係給与支給機関の長 様
(市町, 大学, 中国中央病院)
関 係 団 体 の 長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長

令和4年10月からの共済組合制度の適用範囲の拡大等に伴う短時間
勤務会計年度任用職員の加入等の取扱いについて (通知)

令和4年10月1日からの地方公務員等共済組合法の改正 (以下「制度改正」という。) により, 新たに一般財団法人広島県教育職員互助組合 (以下「互助組合」という。) に加入することのできる者のうち, 共済組合の短期組合員となる短時間勤務会計年度任用職員 (以下「短時間勤務職員」という。) の加入等については, 次のとおり取扱ってください。

1 加入について

(1) 対象者

制度改正により新たに公立学校共済組合広島支部 (以下「共済組合」という。) の組合員資格を取得した職員のうち, 互助組合へ加入を希望する者 (互助組合の「退職医療制度」に加入している者を除く。)

(2) 加入申込み

共済組合員資格取得日から20日以内 (必着) に別紙1「㊤加入申込書 [短時間勤務会計年度任用職員]」 (以下「加入申込書」という。) を所属長経由で互助組合に提出してください。

加入申込書を提出する所属は, 共済組合に「組合員資格取得 (継続) 届出書」及び「被扶養者申告書」を提出する所属と同じです。

※ 例年, 加入申込書が期限内に届かないため, 加入できないことが数件発生しています。郵便事情等を考慮して早めに送付してください。

※ 加入申込書は, 互助組合のホームページにも掲載していますので, ダウンロードして使用してください。

2 掛金について

(1) 短時間勤務職員の掛金（以下「掛金」という。）の月額は、事業掛金のみとし、共済組合の短期組合員に係る標準報酬月額（以下「標準報酬月額」という。）に掛金率 1000 分の 5.3 を乗じて得た額（円未満切捨て）です。

また、公立学校共済組合が認定した被扶養者を有する職員の掛金の月額は、被扶養者のある期間について、標準報酬月額に掛金率 1000 分の 6.7 を乗じて得た額（円未満切捨て）です。

(2) 掛金の免除は、一般組合員と同様に一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則（以下「組合員規則」という。）第 11 条第 1 項の規定を適用します。

3 社会保険料控除について

互助組合の掛金は、社会保険料控除が適用されます。

短時間勤務会計年度任用職員に係る社会保険料控除額は、事業掛金の 100 分の 25（円未満切上げ）です。

<参考>

短時間勤務職員の掛金の月額及び社会保険料控除額

	事業掛金	
	被扶養者のない期間	被扶養者のある期間
掛金の月額 (円未満切捨て)	標準報酬月額×1000分の5.3	標準報酬月額×1000分の6.7
うち社会保険料控除額 (円未満切上げ)	事業掛金×100分の25	

【例1】標準報酬月額 110,000 円、被扶養者のない職員の場合

- ① 掛金の月額 $110,000 \text{円} \times 5.3/1000 = 583 \text{円}$ （円未満切捨て）
- ② 社会保険料控除額 $583 \text{円} \times 25/100 = 146 \text{円}$ （円未満切上げ）

【例2】標準報酬月額 110,000 円、被扶養者のある職員の場合

- ① 掛金の月額 $110,000 \text{円} \times 6.7/1000 = 737 \text{円}$ （円未満切捨て）
- ② 社会保険料控除額 $737 \text{円} \times 25/100 = 185 \text{円}$ （円未満切上げ）

4 掛金の控除等について

(1) 加入及び被扶養者の有無の確認

次により加入及び被扶養者の有無の確認を行い、報酬等から掛金を控除等してください。

ア 互助組合に加入する職員（以下「組合員」という。）が勤務する所属のうち報酬等支払い事務を行う所属については、組合員から提出された互助組合へ送付する「加入申込書」及び共済組合へ送付する「被扶養者申告書」で確認してください。

イ 小学校、中学校及び共同調理場（以下「小中学校等」という。）の報酬等支払い事務を行う各教育事務所、西部教育事務所芸北支所、教職員課福山分室及び市町教育委員会等の前に掲げる所属以外の所属については、毎月末頃にその月の互助組合に提出された加入申込書に記入された被扶養者の有無等を記載した一覧表を送付する予定です。

(2) 掛金の控除

ア 掛金の控除について、報酬等支払者が広島県の場合は、報酬等システムが改修され、後記（３）アによりシステムで掛金控除した場合、支払日に互助組合へ自動的に払い込まれます。

また、関係給与支給機関（市町、大学、中国中央病院及び関係団体）の場合は、毎月支払われる報酬等から掛金を控除して、報酬等支払いをした日に後記（３）ウの金融機関に振込んでください。

イ 組合員が掛金を納入すべき期間は、組合員になった日（共済組合の資格取得日）の属する月から組合員でなくなった日（退職した日の翌日、共済組合の資格喪失日）の属する月の前月までです。

なお、互助組合に加入した日が、月の中途の場合でも、加入した日の属する1か月分の掛金を控除してください。

ウ 月の途中で組合員でなくなった場合、その月の掛金を控除する必要はありませんが、月の末日で退職等の理由により組合員でなくなった場合、退職日等の翌日（翌月初日）が組合員でなくなった日となりますので、退職日等の属する月の掛金を控除してください。

なお、同じ月に組合員になった日と組合員でなくなった日がある場合は、その月の掛金は控除が必要です。

エ 短時間勤務職員は、報酬等が勤務実績に応じた時間額又は日額で翌月に支給されるため、原則、組合員でなくなった後に支給される報酬等から掛金を控除することになります。

なお、共済組合の掛金等の控除時期とは異なりますので、注意してください。

オ 翌月に支給される報酬等で掛金が控除できない場合は、次のとおり取り扱ってください。

なお、組合員が掛金を互助組合が指定した口座に振込む場合、組合員が振込手数料を負担していただくこととなりますので、極力報酬等から控除してください。

(ア) 任用（委嘱）期間中の夏季休業期間の8月など勤務実績がない又は少なく、報酬等から掛金が控除できない場合

控除できない9月の翌月（10月）以降に支給する報酬等で控除できなかった月の掛金を加算して控除してください。

(イ) 3月末で任用（委嘱）が満了（終了）し、3月の勤務実績がない又は少なく、報酬等から掛金が控除できないと見込まれる場合

2月の勤務実績を支給する3月に2月分の掛金に3月分の掛金を加算して報酬等から控除してください。

なお、報酬等で掛金が控除できなかった場合、所属から組合員に対して掛金を後記（３）の口座に振込むよう伝えてください。

(ウ) 任用（委嘱）の満了（終了）により報酬支給時に誤って控除した掛金を還付ができない場合

所属からの報告（後記5「非常勤職員掛金調書」）により、互助組合が組合員指定の口座に掛金を還付します。

カ 標準報酬月額の変更等により還付する場合も調整額欄で調整してください。

例) 10月1日任用の始期，1月31日任用の終期（2月1日が組合員でなくなった日）

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
組合員期間	加入←				→退会	—
報酬等支給	—	10月分	11月分	12月分	1月分	—
掛金控除	—	10月分	11月分	12月分	1月分	—

(3) 掛金の控除又は納付

ア 広島県報酬等システムを使用する所属について

報酬等システムの報酬マスタ登録時，互助会加入の欄に加入する者についてはチェックを入れてください。

なお，初期値は加入となっていますので，加入しない者についてはチェックを外してください。報酬等支給日に控除した掛金が直接互助組合に納付されます。前（2）オにより調整する場合は，「調整額」の入力により控除を行ってください。

区分	報酬等システム控除種別等	
	控除種別	控除名
互助掛金	059	教職員互助組合掛金（非常勤分）

イ 財務会計システムを使用する所属については，財務会計システムから直接「支出負担行為兼支出」で支払い払を行ってください。控除種別は上記同様 059 としてください。

ウ 給与支払所属が関係給与支給機関等及び組合員本人が掛金を振込む場合

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
振込口座については，令和4年9月28日付通知でご確認ください。				

※ 振込手数料が別途必要（振込者負担）です。

※ 報酬等の支払日に納付ができない場合は，互助組合へ御連絡ください。

5 「非常勤職員掛金調書」の提出について

組合員規則第7条の規定により，互助組合は組合員ごとに組合員資格の得喪，掛金に関する事項等を記載した組合員原票を整理する必要があります。給与支払所属は別紙2の「非常勤職員掛金調書」を作成し，毎月25日（25日が週休日等の場合はその翌日）までに次の該当するフォルダへ格納等してください。

何らかの理由により該当月の掛金控除とは別に調整を行った場合は，別紙2の「非常勤職員掛金調書」の「調整額の月及び理由」欄へ必ず記入してください。

作成方法については，別紙3の「非常勤職員掛金調書（記入例）」を参考にしてください。

また、記入方法の補足資料をホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

なお、「非常勤職員掛金調書」の合計額と、報酬等からの控除額の合計額とが必ず一致するよう作成してください。

(1) Heiwa ネット接続所属（県立学校）

Heiwa ネット内の各校フォルダの「互助組合掛金フォルダ」に格納してください。

※ フォルダの移動及びフォルダ名は変更しないでください。

※ エクセル形式としてください。

※ ファイル名は「校番学校名互助掛金 2022.xlsx」（「校番」は校番，「学校名」は〇〇高又は〇〇特支）とし、月毎にシートを作成してください。

(2) それ以外の県費負担の所属（県教委各課，教育事務所，西部教育事務所芸北支所及び教職員課福山分室等）

広島県庁LANの「T：¥170 教育委員会事務局¥999 教育委員会事務局共有¥事務局内共有¥◆◆互助組合掛金◆◆」内の各課・機関のフォルダに格納してください。

※ フォルダの移動及びフォルダ名は変更しないでください。

※ エクセル形式としてください。

※ ファイル名は「所属名（「所属名」はフォルダ名と同様の名前）互助掛金 2022.xlsx」とし、月毎にシートを作成してください。

(3) 関係給与支給機関等の所属

現在と同様の方法（セキュア又は郵送）で報告してください。

※ 報告がセキュアによる所属は、エクセル形式としてください。

※ ファイル名は「所属名非常勤掛金 2022 該当月.xlsx」（ファイル名の「該当月」の部分に該当月を記載）としてください。

6 不明な点がありましたら、互助組合までご連絡ください。

《参考》事業について

加入により利用できる事業は、別紙4「一般財団法人広島県教育職員互助組合短時間勤務会計年度任用職員の掛金及び事業」のとおりです。

なお、令和4年度については、令和4年4月1日又は9月1日時点で組合員資格がないため、生活習慣病予防健診（人間ドック）事業及び福利厚生助成事業は利用できません。

担当：小田，吉岡

電話：(082) 228-1386